

岡山県精神科救急医療システム整備事業実施要綱

第1 目 的

休日及び夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により速やかな医療が必要な精神障害者等に対して、迅速かつ適切な医療を提供できる体制を整備し、もって対象者の早期の社会復帰と地域での生活の継続を支援する。

第2 実施主体

- 1 本事業の実施主体は岡山県（以下「県」という。）及び岡山市とする。
- 2 県及び岡山市は、本事業の円滑かつ適正な運営を図るため、事業の一部を委託し実施する。
- 3 前項の委託業務の内容は、別に委託契約書に定める。

第3 対象者

精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により速やかな医療が必要である精神障害者等を精神科救急医療の対象者とし、対象者の病状の程度を問わず全て対応する。

ただし、再診対象者については、対象者等の希望を踏まえ、原則として元の治療担当病院等が対応する。

第4 圏 域

- 1 本事業を効率的かつ円滑に実施するために、県内を県南圏域と県北圏域の2圏域に区分する。
- 2 各圏域の構成市町村は、次のとおりとする。

圏域名	圏 域 構 成 市 町 村
県南圏域	岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、備前市、赤磐市、総社市、笠岡市、井原市、浅口市、吉備中央町、和気町、早島町、里庄町、矢掛町
県北圏域	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

- 3 圏域の設定については、今後の精神科救急医療の情勢等を踏まえた上で、適宜見直しを行うこととする。

第5 精神科救急情報センター事業

1 精神科救急情報センターの設置

県及び岡山市は、身体疾患を合併している者も含め、緊急な医療を必要とする精神障害者等の搬送先となる医療機関との円滑な連絡調整機能等を担う精神科救急医療体制の中核となる医療機関に精神科救急情報センター事業を委託し実施する。

2 業務内容

精神科救急情報センターには、以下の機能を的確に実施するため、精神科の臨床経

験を有する看護職員、精神保健福祉士、その他当該地域の精神保健福祉対策に精通した者を置くものとし、業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 搬送先医療機関の紹介、一般救急システムとの連絡調整

一般の救急情報センターや救急医療機関、消防機関等からの要請に対し、精神障害者等の状態に応じて外来受診又は入院可能な医療機関を紹介する。

(2) 移送の実施のための連絡調整

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく移送の適正かつ円滑な実施について、保健所等を支援するために医療機関等との連絡調整を行う。

(3) 精神医療相談窓口

精神科救急情報センターは、休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、精神医療相談窓口の機能を設けるものとする。

精神医療相談窓口においては、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、精神障害者等の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うものとする。

第6 精神科救急医療確保事業

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等に対し医療の提供ができる体制（精神保健指定医のオンコール等による。）を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。

県は、地域の実情に応じて本事業が実施可能な医療機関の中から、精神科救急医療施設を指定し実施する。

なお、法第33条の7の規定により県が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画させることとする。

1 精神科救急医療施設

各圏域ごとに以下のような類型による精神科救急医療施設を確保すること等により、24時間365日、緊急な医療を必要とする精神障害者等に精神科救急医療を提供できる体制を整備する。

また、指定された精神科救急医療施設は、精神科救急情報センターと連携を図り、確保した空床を緊急な医療を必要とする精神障害者等の受入れのために使用するものとする。

(1) 病院群輪番型

病院群輪番型による精神科救急医療体制は、各圏域で、複数病院の輪番制により医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ態勢を整備した病院を病院群輪番型施

設として指定して、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等に対し医療の提供を行うものとする。また、1床以上の空床を確保するとともに、診療応需の体制を整えていること。なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有していることを要件とする。

(2) 常時対応型

24時間365日、同一の医療機関において、重度の症状を呈する精神科急性期患者を中心に対応するため、医師・看護師を常時配置（診療所を始めとした当該医療機関以外の医師が診療に一時的に協力することも含むものとする。）し、受入れ体制を整備した病院を常時対応型施設に指定して、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等に対し医療の提供を行うものとする。ただし、診療報酬において、「精神科救急急性期医療入院料」又は「精神科急性期治療病棟入院料」若しくは「精神科救急・合併症入院料」の算定を行っていること（県に前述の入院料を算定する病院が存在しない場合にあつては、当該入院料の算定を計画しており、県が地域の中核的なセンター機能を持つ精神科救急医療施設であると認めた場合に限り、暫定的に認めることができる。）。また、2床以上の空床を確保するとともに、診療応需の体制を整えていることを要件とする。

なお、保護室、診察室、面会室（ただし、場合により診察室と兼用とすることができる。）及び処置室（酸素吸入装置、吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置しているものに限る。）を有するものとする。

2 精神科救急医療施設の指定

(1) 精神科救急医療施設の指定を受けようとする精神科病院管理者は、知事が別に定める日までに精神科救急医療施設指定申請書（様式第1号）を知事に提出する

(2) 知事は、申請のあった精神科病院の中から、指定書（様式第2号）により精神科救急医療施設として指定することができる。

3 病院群輪番型の当番病院は、精神科救急医療当番病院輪番表に基づき体制をとり、圏域にかかわらず状況に応じて、対象者を受け入れるものとする。

4 当番病院及び常時対応型の病院は、第7の2に定める実施日及び時間において、緊急受診者への対応ができる体制（精神保健指定医のオンコール等による。）を確保するとともに、入院を必要とする場合に対応するために空床を確保する。

5 当番病院及び常時対応型の病院の業務は、救急対応を要する精神障害者等に関する相談、指導、外来医療及び緊急に入院治療が必要な場合への対応業務とする。

第7 実施日及び時間

1 精神科救急情報センター事業

(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日、1 月 2 日及び 1 月 3 日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日（以下「休日等」という。）の午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

(2) (1) 以外の日（以下「平日」という。）の午後 5 時から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

2 精神科救急医療確保事業

(1) 休日等（土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

(2) 平日及び土曜日の午後 6 時から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

第 8 搬 送

対象者を精神科救急医療施設まで搬送する必要がある場合は、原則として診察・入院等を依頼した者が行うが、必要に応じて警察・消防機関の協力を得るものとする。

第 9 連絡調整委員会

1 本事業の円滑かつ適正な運営を図り、各関係機関の協力と連携を推進するため、岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会（以下、「連絡調整委員会」という。）を設置する。

2 連絡調整委員会の組織及び運営については別に定める。

第 10 事業に係る契約

岡山県精神科救急医療システム整備事業について、県、岡山市及び県が選定した事業実施団体の三者により委託契約を締結し実施する。

その費用負担割合については、県と岡山市が別に協定を締結して定めるものとする。

第 11 その他

県は、本事業の円滑かつ適正な実施を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。